

## 内局巡回の総括及び今後の宗政の課題並びに宗務の方向性について

大垣教区第五組 光福寺住職 五辻信行

### 1 内局巡回の総括（実際に教区組から提起された主要な意見の抜粋）

#### (1) 内局案作成の根拠が不透明で宗門の目的・方向を見失っている

多くの教区から指摘されているように、改革の目的が宗門の目的と乖離していて、組織の合理化と財政の安定（持続）のみに終始して、**宗憲前文**に掲げる運営の根幹の第一であり、なおかつ**宗憲第2条**に規定する宗門存立の目的でもある「**自信教人信の誠を尽くし同朋社会の（顕現）実現に努める**」ための方途である「**教学の振興・教化の推進・人の養成**」のための具体策と宗門像が何一つ明らかになっていない。

#### (2) 内局案自体が宗憲違反の構造を持っている

宗門存立の唯一の目的である「**教学の振興・教化の推進・人の養成**」のほぼ全体を**教区・組の役割**としておきながら、これに**必要な経費は自分たちで独自に集めて行え**としている。**宗憲第87条**に「本派は、僧侶、寺族及び門徒に対し、教育研修を行う。」と規定されるのは、当に「**教学の振興・教化の推進・人の養成**」は、**本派の責任**で行うということである。同朋会運動の歴史と成果によって今日の教区・組にはこれを担う実力が保持されてきましたから、役割分担は是としても、**本派の予算に必要経費（教化交付金）を計上しない**と言うことは、**本派の責任放棄・宗憲違反**すなわち**宗憲第2条及び第87条に抵触する**と言わざるを得ない。またこのことは同時に、宗憲前文に掲げる運営の根幹の第二にある「**真宗本廟は宗門と一体として崇敬護持されなければならない**」という基本を蔑ろにして、**中央と地方の財政的分断を推し図ろう**としている。このように内局案自体が宗憲違反の

構造を持っているということを認識しこれを共有しなければ、この改革によって愈々宗門は泥沼化することは間違いない。

### (3) 内局案開示の手順が曖昧で説明が不十分で実質的な議論ができない

宗務改革の必要性は否定しないが、宗門運営の根幹第三に掲げる「何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う」ことができる公開された環境と場を確保して、トップダウンでなくボトムアップで粛々と行っていただきたいと切に願う多くの声があった。何故、「閉鎖的で独善的」に見られるのか、その理由は、

- ① 内局案が宗会に開示される前の段階で、議会宗務関係者相互の議論が全く行われていない
- ② 宗務機関の中ですら関係機関相互の十分な話し合いが無く、財務部及び関係部長を中心とした一部の者で作成されている
- ③ 2021年6月宗会での説明と議論がほとんど無いため、大半の議員は理解不足のまま半年が経過し、大半の有権者が内局案自体を知らない状態で宗議会議員総選挙に臨んだ。
- ④ 同宗会で十分な議論と確認がないまま「宗務改革推進本部職制」が可決されてしまったため、内局主導型で改革を推し進めることが可能な体制が容認されたとの認識が宗務所内に残った。
- ⑤ 改革案の地方機関（教区組）への開示・説明が不十分なまま6ヶ月以上が経過した。しかし、内局巡回を終えた現時点でも未だすべての寺院に内局案が配布されていない。
- ⑥ 内局巡回で教区・組の意見を聴取するというものの、教務所長が改革案の内容を積極的に相談する場を設けようとせず、説明しても朗読の域を出ることなく、対処しなければならない課題・問題を的確に開示しなかったため、教区の代表機関ですら組織的な意見をまとめる時間が

なかった。

- ⑦ 内局巡回では形式的な時間が多くを占め、一つの問題について議論を深めることができない。

#### **(4) 教化交付金の廃止案は、すべての教区・組の混乱と沈滞を引き起こす**

「教化交付金廃止案」の問題は、誠に重い問題を抱えているのに、大半の宗門人は事の重大性を知らないまま、関心のある人でも交付金が廃止されることを損得勘定で判断し、また一方では無関心を装って教団活動に背を向けている。

#### **(5) 仮称財政調整資金の運用は、大きなリスクと不信感を招いている**

平衡資金やその他の保管金を一つに統合して新しい資金運用を開始しようとしているが、財務運用が益々不透明になる。一部の者の判断での運用が常態化すると誤魔化しやハイリスクを伴う運用に手を染め、大きな損失を招くなどの危険度が増すだけで、経常費の御依頼額を減額できるほどの財政効果を得ることはほとんどない。因みに保管金高 200 億円すべてをローリスクのメガバンクや世界的製造メーカーなどが発行する社債（劣後債）などに転換して保有したとしても、現在の相場ですら年間に利得できる金員は数億円乃至数千万円程度に止まる。

#### **(6) 内局巡回は「宗務の停滞」を引き起こしている**

内局巡回は一通り終わったが、この結果をどのように内局は受止めているのか不明。また後半の巡回では、「今回各教区から出された意見を宗務所の関係者で調整して内局案を補正し、その結果を通常宗会に再提示して議論した上で、再度内局巡回を実施し云々」と表明している。話し合いの手順や何を根拠にどのような手続きで内局案を補正するのか透明性が無く、やればやるほど不信感・違和感が大きくなるという弊害ばかりで、結局宗務の停滞を引き起こしているのが現状である。

## 2 宗政の課題

### (1) 6月の宗会で「宗務改革推進本部職制」を廃止する必要がある

宗憲改正を必要とする行財政改革を内局主導で行うことはできない。したがって、内局主導で改革を推進する本部体制は解体し、職制を廃止する必要がある。

#### ① 同職制の提案趣旨説明を再確認する

「持続可能な宗門への転換を図るための抜本的な宗務改革の必要性が掲げられ、殊に行財政改革に関しては、昨年の宗会常会以降、先ずは宗会議員各位に「内局原案」を提示し、その後、宗務所内において具体的な改革内容の検討・整理を進め、本年3月からは、財務部に行財政改革推進準備室を設置し「内局案」として策定いたしましたことであります。このたび提案する職制案は、すでに宗務改革として取り組まれている教区及び組の改編、全国一斉門徒戸数調査との連動性を意識しつつ、「内局案」としてお示しした行財政改革の具体案を遺漏なきものとするため、宗務所に「宗務改革推進本部」を設置し、**関係諸機関の連絡統制を図り**つつ、宗門の基盤整備に向け、総合力を発揮して取り組むことのできる体制を整えようとするものであります。本条例の制定をもちまして、当局といたしましては、今後、本願念仏の教えを次の世代に伝えていくことのできる“これからの宗門”を、皆様とともに形づくってまいりたく存じます。」となっている。

#### ② 「内局原案の提示」の実質的・具体的内容が無い

先ずここで問題とすべきは、「昨年（2020年6月）の宗会常会以降、先ずは宗会議員各位に「内局原案」を提示し、」とあるが、大半の議員は「少なくとも2021年10月11月頃までは、我々は内局案の説明を受けておらず、内容を十分理解していない。よって、内局案についての議論をして

いない。」との発言が目立った。提案趣旨説明の「内局原案の提示」とは、単に資料を配布しただけということになり、これでは宗憲改正をも含む重大な改革であるにもかかわらず、内局に同朋の公議公論を尽くそうとする姿勢が全く見られないということになる。

### ③ 行財政改革がトップダウンで進められている理由

基本方針とする第2条の「宗務改革は、**同朋社会の実現を目的とする宗門として、将来にわたって持続可能な教学振興と教化推進を基軸とする宗務機構への転換をはかる**」とし「**本派に属するすべての機関の緊密な連携のもと**」推進するとしているが、既に内局巡回の総括で指摘したとおりこれに背反する内容と手続きに終始している。この改革が**トップダウンで行われているとの批判**があるが、同第4条に規定するとおり、宗務改革推進本部は「**宗務改革の推進に必要な各宗務機関への指示及び連絡統制**」する権限を与えてしまっている。

### ④ 宗憲改正を必要とする改革を内局主導で進めてはいけない

また、内局案の中に宗憲改正を必要とする重大な内容が含まれているにもかかわらず、これに相応する条例による独立機関の設置規定が存在しない。第9条に「宗務改革参与」第12条に「行財政改革検討会議」の規定があるが、これでは不十分である。

## (2) 宗務改革のための独立機関の設置

これまでの内局主導型の宗務改革では、次の点で問題があるので、条例による独立した委員会の設置が必要である。

### ① 宗務改革推進本部職制第2条で「**同朋社会の実現を目的とする宗門として、将来にわたって持**

**「持続可能な教学振興と教化推進を基軸とする宗務機構への転換をはかる」**が基本方針であるにもか

かわらず、内局案でこれを見失い「**教学の振興・教化の推進・人の養成**」を教区・組の役割とし、

宗派予算に財政措置を講じないという誤りを犯した。

- ② 宗務改革の内容が宗憲を改正する必要に及んでいる。これは「立憲主義」に反する。すなわち、内局は、宗門人の中でも誰よりも宗憲の立憲の精神を遵守し、宗憲の条項に基づいた宗務執行に徹しなければならない。何故なら宗憲は宗門人の総意によって制定された宗門の最高規範であり、宗会は宗門の最高議決機関である。その議決によって指名された宗務総長（内局）の宗務行為は、宗門人の信託事項を厳格に定めた宗憲をどこまでも遵守し、その条項に依って内局の宗務行為は制限され、宗会を尊重してこの議決に基づき行われなければ、一日たりともその地位に留まることが許されるはずはない。

したがって、議会人や識者の論議を経ずして、内局自ら宗憲改正を必要とする改革案を宗門に提示して内局巡回を行うこと自体、宗憲に反映されるべき憲法の「立憲主義」に反するものである。

- ③ 今回の宗務改革でどうしても宗憲改正をしなければならない必要がある場合は、この独立機関に「宗憲調査会」の機能を付与するか、若しくはその必要が確認された時点で別途「宗憲調査委員会」条例を制定し、その内容について調査審議すべきである。よって、宗務総長・財務長の諮問機関たる「宗務審議会」への諮問・答申手続きに馴染む問題ではないので注意が必要である。

### (3) 2019年度宗派経常決算の問題解明（問題の背景と視点・結論）

- ①（追加）5億円の減額御依頼は法令違反

予算成立後（宗会閉会后）議会の承認手続きを経ず、内局の独断で経常費御依頼額の（追加）5億円減額を決定し、かつ御依頼を受ける側の教区の現場の意見を確かめることなく御依頼状を教務所長に伝達した。これは、明らかに**宗憲第94条に抵触する**恐れがある宗務行為であり、議会からも多くの批判や異議が出され、両議会の正副議長連名で宗務総長に対し意見書が提出される事態に及んだ。しかし、内局は「御依頼額の決定は内局の専決事項である。予算額と御依頼額は同額ではない。」の説明を繰り返すだけで、手続きに瑕疵はないと与党の絶対多数を背景に強硬姿勢で予算の執行を通した。しかし、この説明が宗憲及び条例に抵触するか否かについて現時点で未だ曖昧なままになっている。よって、本件に特化した宗憲調査委員会を決算承認の付帯決議で提起すべきである。

この問題について何らの確認がなされることなく決算審査を行うのであれば、何のための決算審査であるのか（「決算議会」の必要性そのものまでもが）厳しく問われることになる。

## ② 最高議決機関での所信表明の大幅変更問題について

最高議決機関たる宗会における宗務総長及び財務長所信表明演説で、「コロナ問題に対応するため2019年度の経常費御依頼額に対し5億円の減額措置を講じて2020年度予算編成を行った」ことについて明言している。この議会表明と実際の御依頼額に5億円もの差がある（追加5億円減額した）ことに対する責任問題、すなわち最高議決機関で表明した内局方針の重要項目に大きな違いがあつて良いのかについては、まったく無放任状態のままとなっている。

## ③ 「平衡資金の使用を視野に入れて」の文書発言問題について

当初、内局の独断で発表した（追加）5億円の減額御依頼にあたって、「平衡資金の使用を視野に入れて」の意向を文書で示したが、これは明らかに真宗大谷派規則及び会計条例に抵触する事は論を

待たない。この誤った表明に対する内局からの明確な撤回または釈明がないままになっている。

#### ④ 議会が議決した予算に無い「衣体販売事業」の問題について

内局は、歳入不足を予想し、これを補おうと記念五条袈裟を制定し、事実上の衣体販売事業を行った。当然議会後の思いつきのような対応であるため、議会の了解はまったくなく、予算上の収支が不明確である。

#### ⑤ 為すべき事業が十全に実施されない問題が無かったか

内局は、歳入不足を予想し、徹底した歳出削減策を講じた模様である。無駄な支出を控えることは当然としても、両議会の予算委員会で審査し議決成立した予算の執行上、必要な支出まで削減されて、為すべき事業が十全に実施されない問題が無かったか、特に教学・教化・人の養成並びに職員に対する給与等の適正な支払いが行われたのかについて、厳しく審査する必要がある。

#### ⑥ 決算承認手続きにあたり、少なくとも次の付帯決議を伏すべきである

- a 宗会閉会後において、内局の独断で予算に関わる重大かつ大幅な変更を行うことは、議会の議決を軽視した予算執行であり極めて問題である。内局は、この問題を重く受止め、法令遵守と議会の議決を尊重した予算執行を堅持されたい。
- b 収入が増えれば何をやっても良いというものではない。新規事業を行うときは、当然議会のコンセンサスを確保し、収支予算を明確にして実施されるよう心得おかれたい。
- c 「追加5億円減額を断行したことは宗憲違反である」と主張する議員が今日なお少なくないままでは、最高議決機関としての健全な議会運営上問題がある。したがって、この問題を究明する宗憲調査委員会の設置を議会内に設置することを提起する



#### **(4) 緊急事態に備える検討委員会の設置**

① 天災人災を問わず宗務の停滞を引き起こす災害がいつ発生してもおかしくない時代を迎えている。今回のコロナ問題に対しても宗門人の尽力によって辛うじてその機能が確保されている。しかし、今こそさまざまな不測の事態を想定した対応策を検討し取りまとめてこれを公開する必要がある。仮に十分な備えが整わなくともこれに立ち向かう宗門的覚悟を定めておく環境整備のためにも是非とも取り組むべきである。

② 当然内局・宗務執行機関としての責任分野は、内局の責任において調査検討し一定の見解を取りまとめていることであろうが、内局任せにせずこれを議会・宗門への開示を求め、各分野ごとにさまざまな意見を聴取して常に補正すべきである。

③ 宗会としては、当然議会の招集、開催、議決の方法について、最高議決機関の機能が十全に確保されることを大前提として、さまざまな手続きの代替案を検討しなければならない。

#### **④ 電子的ネットワークを活用した議決手続きを制度化する場合の留意点について**

あまり遠くない将来、南海トラフ大地震災害などを想定した宗派の最高議決機関の意思決定について、これをどのように行い、如何に速やかかつ機動的対応が計れるかをシミュレーションして制度化しておくべきである。宗憲改正事項であり、かつ宗門の最高議決機関の制度にメスを入れる問題であるから、宗門運営の根幹である同朋の公議公論の精神に背反しないよう、慎重な検討・議論が必要である。この場合、この課題を克服するための大前提として、世論の代表者たる議員一人ひとりの意思がどこまでも尊重されて、審議議決手続きの変更がその都度明確に確認されなければならない。

## ⑤ 電子的ネットワークを活用した議決手続き法制化試案

### 宗議会及び参議会に関する特例措置をする場合の規定

「広域大災害等の非常事態により、大半の議員の議会への出席が極めて困難であると予想される場合であって、それぞれの議会の議員定数の3分の2以上の議員から出席できないので書面での審議及び採決を求める意思表示があるときに限り、それぞれの議会ごとに書面による審議・議決を行うことができる。」との特例措置規定を設け、この場合の方法と手順は概ね次の通りとする。

- ㊦ 宗務総長は、宗議会及び参議会を招集しようとする時、広域大災害等により非常・異常な事態が続き、これによって大半の議員の議会への出席が極めて困難であると予想される場合は、あらかじめすべての議員に対し「本人が出席できないので書面での審議及び採決をおこなうべきである（以下「書面審議」という。）」との意思表示を確認し、それぞれの議会の議員定数の3分の2以上の議員から書面審議を求める意思表示があったときは、その結果を宗会理事会に諮り、宗憲第28条の2の規定による議事を行うことについて、両議会の議長の了解を得る。
- ㊧ 宗務総長は、前項の手続きを経て、宗会招集達示に宗憲第28条の2の規定による書面審議による議会招集である旨を表示するものとする。
- ㊨ 宗務総長は、前項により議会の招集を行う場合は、当該議会の会期末日の1ヶ月前までに、
- ①宗務総長・財務長演説。②予算説明書・予算書。③条例案等の提案趣旨説明書。④その他議案に係る必要資料。等をすべての議員に送達しなければならない。
- ※ この場合の議事運営規則（宗会条例・議事条規に代わるもの）は、あらかじめ定めておかなければならない。

## ⑤ 平衡資金は如何にあるべきか

「平衡資金は貯める一方の制度」という以前からのマイナスイメージを脱却し、資金有効活用の路線に方向転換され、宗門の存立に関わる重要案件に対して、宗会の議決を得て融通・使用できるようになった。これにより、大谷大学に対する資金特別助成が25億円規模で追加できたり、近年は同朋会館改修工事の資金不足に10億円規模で融通することができ、それぞれの事業が円滑に推進され一定の評価を得ていることは周知のとおりである。しかし、現在の平衡資金残高は、70億円規模で推移しているが、今後は南海トラフなどの未曾有の大規模災害が、数十年以内に80パーセントの確率で起こるとされているので、向後少なくとも20年間は、有事に向けた財政シミュレーションに基づく資金確保及び同震災が発生し甚大な被害が発生した場合の資金使用計画を立案しておくかなければならない。

## ⑥ 繰越金制度は廃止し「財政支援資金」を設立すべき

決算剰余金の半分を翌年度に繰り越す「繰越金」は、すみやかに廃止すべきである。この制度が予算編成を不透明に市困難な状況すら生み出している素因となっていることを多くの人は知らないままである。繰越金0円の予算編成は一見難しいように見えるが、寧ろ極めて合理的かつ誤魔化しの効か無い健全予算を編成できるばかりか、決算剰余金の半額を平衡資金とは別に積み立て保管することにより、内局に不可欠の財政支援資金（図らずも行財政改革内局案にある「財政調整基金」）を手にすることができる。これにより、予算編成で財源を確保し難い諸建物の営繕や前項の大規模災害までには至らない事態での宗務執行機関の機動的対応に、有効な資金として利用度が高まるものと想定される。ちなみに、内局が財政支援資金を使用しようとする時は、必ず当該年度予算を補正し

内局巡回の総括及び今後の宗政の課題並びに宗務の方向性について（2022年2月10日）

て行うことになるので、参与会及び常務会若しくは宗議会及び参議会の議決を必要とする。よって、公明かつ適正な資金運用が確保できるはず。一方、平衡資金は、本来の姿に立ち帰り、今後迫り来る様々な宗門的財政危機に対応するための有益な資金として、厳重に保管されることになる。

#### **(5) 慶讃事業の進捗の進展に問題が無いのか究明する**

慶讃事業の進捗状況について十分な議会での論議が行われているとは言い難いのではないか。

宗祖親鸞聖人御誕生の意義については慶讃テーマが掲げられ少しは共有されつつあるように窺えるが、宗祖の立教開宗の御精神についての論議が不十分である。

また、かつて同朋会運動の取り組みの中で掲げられた「命の尊厳と存在の平等」というテーマは、今日問題提起を受けて久しい「是旃陀羅」の問題に応答する教学的解明とその教団挙げての学びは、御誕生と立教開宗の両面から重要な柱とすべきでないか。

今日、この問題は、読誦か不読かに関心が寄せられ問題が矮小化されている。教学的解明がはっきりしない間は、「黙読」とすべきでないか。そして常に慚愧心をもってその文言を憶念する姿勢が必要でないかと思われる。

### 3 宗務の方向性

- (1) 「行財政改革内局案」の白紙撤回
- (2) 「慶讃事業」に宗務を集中させる
- (3) 「門徒戸数調査結果 10 割使用」を撤回し従前の流れを踏襲する
- (4) 「教区改編」は従前の流れを踏襲する
- (5) 「是旃陀羅問題」の教学的解明と全組伝達学習会の徹底
- (6) その他 （内局主導型で行財政改革ばかりやっている余裕はないはず）